

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
(4)	(4)	(1)	(3)	(3)	(0)

令和6年分

(開催分)

(ふりがな) じゅんしんかい

1 政治団体の名称 淳心会

2 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷砂土原町2-1-3-403

3 代表者の氏名 宇都宮方
(姓) (名)
宇都宮 崇人

4 会計責任者の氏名
(姓) (名)
本田 正美

事務担当者の氏名
(姓) (名)
八代田 京子

(電話) 03-3508-7621

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

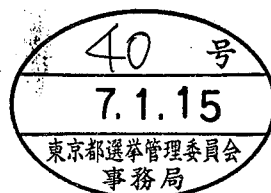
活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 小川 淳也
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



0040

102300

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	10,866,061
(前年からの繰越額)	9,341,395
(本年の収入額)	1,524,666
支 出 総 額	60,192
翌年への繰越額	10,805,869

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,524,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,524,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,524,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	666	
	合 計	666	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	宇都宮崇人	4,000	R6/1/11	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
2	宇都宮崇人	4,000	R6/2/7	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
3	宇都宮崇人	4,000	R6/3/7	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
4	宇都宮崇人	4,000	R6/4/5	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
5	宇都宮崇人	4,000	R6/5/13	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
6	宇都宮崇人	4,000	R6/6/5	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
7	宇都宮崇人	4,000	R6/7/8	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
8	宇都宮崇人	4,000	R6/8/7	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
9	宇都宮崇人	4,000	R6/9/5	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
10	宇都宮崇人	4,000	R6/10/8	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
11	宇都宮崇人	4,000	R6/11/7	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
12	宇都宮崇人	4,000	R6/12/6	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
13	宇都宮崇人	900,000	R6/12/16	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
14	(小計)	948,000				
15	城間波留人	4,000	R6/1/11	港区三田4-18-20-801	会社社長	
16	城間波留人	4,000	R6/2/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
17	城間波留人	4,000	R6/3/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
18	城間波留人	4,000	R6/4/5	港区三田4-18-20-801	会社社長	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
19	城間波留人	4,000	R6/5/13	港区三田4-18-20-801	会社社長	
20	城間波留人	4,000	R6/6/5	港区三田4-18-20-801	会社社長	
21	城間波留人	4,000	R6/7/8	港区三田4-18-20-801	会社社長	
22	城間波留人	4,000	R6/8/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
23	城間波留人	4,000	R6/9/5	港区三田4-18-20-801	会社社長	
24	城間波留人	4,000	R6/10/8	港区三田4-18-20-801	会社社長	
25	城間波留人	4,000	R6/11/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
26	城間波留人	4,000	R6/12/6	港区三田4-18-20-801	会社社長	
27	(小計)	48,000				
28	柿田徳宏	4,000	R6/1/11	文京区千石3-12-15	弁護士	
29	柿田徳宏	4,000	R6/2/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
30	柿田徳宏	4,000	R6/3/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
31	柿田徳宏	4,000	R6/4/5	文京区千石3-12-15	弁護士	
32	柿田徳宏	4,000	R6/5/13	文京区千石3-12-15	弁護士	
33	柿田徳宏	4,000	R6/6/5	文京区千石3-12-15	弁護士	
34	柿田徳宏	4,000	R6/7/8	文京区千石3-12-15	弁護士	
35	柿田徳宏	4,000	R6/8/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
36	柿田徳宏	4,000	R6/9/5	文京区千石3-12-15	弁護士	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
37	柿田徳宏	4,000	R6/10/8	文京区千石3-12-15	弁護士	
38	柿田徳宏	4,000	R6/11/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
39	柿田徳宏	4,000	R6/12/6	文京区千石3-12-15	弁護士	
40	(小計)	48,000				
41	矢下恭子	4,000	R6/1/11	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
42	矢下恭子	4,000	R6/2/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
43	矢下恭子	4,000	R6/3/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
44	矢下恭子	4,000	R6/4/5	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
45	矢下恭子	4,000	R6/5/13	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
46	矢下恭子	4,000	R6/6/5	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
47	矢下恭子	4,000	R6/7/8	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
48	矢下恭子	4,000	R6/8/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
49	矢下恭子	4,000	R6/9/5	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
50	矢下恭子	4,000	R6/10/8	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
51	矢下恭子	4,000	R6/11/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
52	矢下恭子	4,000	R6/12/6	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
53	(小計)	48,000				
54	塚本俊介	4,000	R6/1/11	杉並区久我山5-14-14	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
55	塚本俊介	4,000	R6/2/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
56	塚本俊介	4,000	R6/3/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
57	塚本俊介	4,000	R6/4/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
58	塚本俊介	4,000	R6/5/13	杉並区久我山5-14-14	会社員	
59	塚本俊介	4,000	R6/6/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
60	塚本俊介	4,000	R6/7/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
61	塚本俊介	4,000	R6/8/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
62	塚本俊介	4,000	R6/9/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
63	塚本俊介	4,000	R6/10/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
64	塚本俊介	4,000	R6/11/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
65	塚本俊介	4,000	R6/12/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
66	(小計)	48,000				
67	水野晋之介	4,000	R6/1/11	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
68	水野晋之介	4,000	R6/2/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
69	水野晋之介	4,000	R6/3/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
70	水野晋之介	4,000	R6/4/5	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
71	水野晋之介	4,000	R6/5/13	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
72	水野晋之介	4,000	R6/6/5	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
73	水野晋之介	4,000	R6/7/8	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
74	水野晋之介	4,000	R6/8/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
75	水野晋之介	4,000	R6/9/5	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
76	水野晋之介	4,000	R6/10/8	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
77	水野晋之介	4,000	R6/11/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
78	水野晋之介	4,000	R6/12/6	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
79	(小計)	48,000				
80	田村剛史	4,000	R6/1/11	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
81	田村剛史	4,000	R6/2/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
82	田村剛史	4,000	R6/3/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
83	田村剛史	4,000	R6/4/5	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
84	田村剛史	4,000	R6/5/13	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
85	田村剛史	4,000	R6/6/5	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
86	田村剛史	4,000	R6/7/8	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
87	田村剛史	4,000	R6/8/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
88	田村剛史	4,000	R6/9/5	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
89	田村剛史	4,000	R6/10/8	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
90	田村剛史	4,000	R6/11/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
91	田村剛史	4,000	R6/12/6	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
92	(小計)	48,000				
93	三谷淳	4,000	R6/1/11	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
94	三谷淳	4,000	R6/2/7	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
95	三谷淳	4,000	R6/3/7	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
96	三谷淳	4,000	R6/4/5	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
97	三谷淳	4,000	R6/5/13	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
98	三谷淳	4,000	R6/6/5	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
99	三谷淳	4,000	R6/7/8	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
100	三谷淳	4,000	R6/8/7	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
101	三谷淳	4,000	R6/9/5	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
102	三谷淳	4,000	R6/10/8	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
103	三谷淳	4,000	R6/11/7	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
104	三谷淳	4,000	R6/12/6	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
105	(小計)	48,000				
106	二子石寛	4,000	R6/1/11	東京都新宿区市谷左内町28-II-301	会社員	
107	二子石寛	4,000	R6/2/7	東京都新宿区市谷左内町28-II-301	会社員	
108	二子石寛	4,000	R6/3/7	東京都新宿区市谷左内町28-II-301	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
109	二子石寛	4,000	R6/4/5	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
110	二子石寛	4,000	R6/5/13	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
111	二子石寛	4,000	R6/6/5	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
112	二子石寛	4,000	R6/7/8	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
113	二子石寛	4,000	R6/8/7	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
114	二子石寛	4,000	R6/9/5	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
115	二子石寛	4,000	R6/10/8	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
116	二子石寛	4,000	R6/11/7	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
117	二子石寛	4,000	R6/12/6	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
118	(小計)	48,000				
119	鰐川宏樹	4,000	R6/1/11	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
120	鰐川宏樹	4,000	R6/2/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
121	鰐川宏樹	4,000	R6/3/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
122	鰐川宏樹	4,000	R6/4/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
123	鰐川宏樹	4,000	R6/5/13	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
124	鰐川宏樹	4,000	R6/6/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
125	鰐川宏樹	4,000	R6/7/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
126	鰐川宏樹	4,000	R6/8/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
127	鯉川宏樹	4,000	R6/9/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
128	鯉川宏樹	4,000	R6/10/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
129	鯉川宏樹	4,000	R6/11/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
130	鯉川宏樹	4,000	R6/12/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
131	(小計)	48,000				
132						
そ の 他 の 寄 附		144,000				
合 計		1,524,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	60, 192	0	
小 計	60, 192	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	60, 192		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	60,192				
	合 計	60,192				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月10日

政治団体の名称 淳心会

会計責任者の氏名 本田 正美



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和7年1月9日

淳心会

代表 宇都宮 崇人 殿

登録政治資金監査人

米村幸平 

登録番号 第 334 号

研修修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、淳心会の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、淳心会の主たる事務所においては、事務用設備が十分でない為、香川県高松市三名町569-3の事務所で行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出目の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

3 業務制限

淳心会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、淳心会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上